

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	キヤノンマーケティングジャパン株式会社	コード	8060
提出日	2024/2/26	異動(予定)日	2024/3/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大澤 善雄	社外取締役	○											△				有
2	長谷部 敏治	社外取締役	○											△				有
3	河本 宏子	社外取締役	○											△				有
4	橋本 巖	社外監査役	○											△				有
5	鈴木 清純	社外監査役																新任
6	長谷川 茂男	社外監査役	○											△				有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	大澤善雄氏は、当社の取引先である住友商事(株)およびSCSK(株)の出身者であります。住友商事(株)と当社との間には事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。また、SCSK(株)と当社との間には事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。	長年にわたり総合商社ならびにITサービス企業の経営者として要職を歴任されていることから、会社経営に関わる豊富な経験と卓越した見識を活かした監督および提言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、選任しております。また、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
2	長谷部敏治氏は、当社の取引先であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)およびエヌ・ティ・ティ出版(株)の出身者であります。エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)と当社との間には事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。また、エヌ・ティ・ティ出版(株)と当社との間には事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。	長年にわたり通信会社ならびに広告会社の経営者として要職を歴任されていることから、会社経営に関わる豊富な経験と卓越した見識を活かした監督および提言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、選任しております。また、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
3	河本宏子氏は、当社の取引先である全日本空輸(株)および(株)ANA総合研究所の出身者であります。全日本空輸(株)と当社との間には事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。また、(株)ANA総合研究所と当社との間には事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。	長年にわたり航空会社においてサービス品質向上や女性活躍推進担当として要職を歴任されていることから、会社経営、サービス業、さらにはダイバーシティの視点からも豊富な経験と卓越した見識を活かした監督および提言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、選任しております。また、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
4	橋本巖氏は、当社の取引先である損害保険ジャパン(株)の出身者であります。同社と当社との間には事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。	長年にわたり保険会社における経営に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、選任しております。また、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
5		
6	長谷川茂男氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに籍を置いておりますが、当社監査役就任以前に退所しており、同監査法人の意思に影響される立場になく、当社と同監査法人との間にも記載すべき特別な利害関係はありません。	公認会計士として長年培った企業会計に関する豊富な知識と経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、選任しております。また、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

当社は、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード(原則4-9)および独立性基準を踏まえ、独立社外取締役および独立社外監査役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の承認により「独立社外役員の独立性判断基準」を制定しております。 ※「独立社外役員の独立性判断基準」は、下記の当社公式サイトにて公表されております。 <a href="https://corporate.canon.jp/ir/management/governance">https://corporate.canon.jp/ir/management/governance</a>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。